



あなたの会社は本気で女性活躍に取り組んでいますか？

女性社員は長く続かない？管理職になりたくない？結局女性活躍が社内で進まない理由を本気で考えませんか？



リアル会場&オンライン開催

9.28月 13:30-15:40

※オンラインはzoom開催

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、東京にいる講師と宮崎の会場を結んで開催します。

講演：「本気で考える女性活躍」～女性が働き続けたいと思う職場環境とは？～

女性の社会進出は進んでいるものの、日本において女性の離職率は男性より高いという事実があります。働き方改革を進める政府も女性の活躍を推進していますが、なぜ日本では女性が働き続けることが難しいのでしょうか。女性が定着しない環境の特徴やリスクを知り、女性が働きやすい労働環境づくりを改めて見直してみませんか？メンバー同士の相互理解の重要性と離職を防ぐポイントなど、リアルな現場の悩みを交え、スリール株式会社の伊藤 諒子氏にご講演いただきます。

プログラム

13:30 ~ 13:40	開会あいさつ
13:40 ~ 14:40	スリール株式会社伊藤諒子氏 講演
14:40 ~ 14:50	休憩
14:50 ~ 15:20	質疑応答
15:20 ~ 15:35	宮崎労働局からのご案内
15:35 ~ 15:40	閉会



スリール株式会社 プログラムコーディネーター

講師 伊藤 諒子氏

大学卒業後、放送機器メーカーにて法人営業に従事。在京キー局・東北エリア担当を経験したのち、2013年第一子の産育休を取得後、営業部にて初めてのママ営業として復帰。より広範囲に自身が活躍できるフィールドを求めるうちに、「子育てしながらもやりたい仕事ができる社会にしていきたい」と考えるようになり、2015年よりスリール株式会社に参画。現在は、企業向けプログラムの企画、運営および学生向けのワーク&ライフ・インターンプログラムの企画、運営等を実施。

※令和1年5月29日に「女性活躍推進法」の一部を改正する法律が成立し、同年6月5日に公布された「改正女性活躍推進法」により、これまで努力義務とされてきた常時雇用する労働者（従業員）数が101人以上300人以下の事業主も、一般事業主行動計画の策定・届出が義務化されました。策定した行動計画は自社HPまたは厚労省の「女性の活躍推進企業データベース」に掲載するなどして、社外へ公表する必要があります。



令和4年4月1日施行。女性活躍推進法が改正され、一般事業主行動計画の策定・届出が義務化※に！

一般事業主行動計画を策定するならえるぼし認定まで繋げよう！

「えるぼし」の認定を受けるメリット

1. 自社の認知度やイメージ向上

2. 採用活動に有効

3. 公共調達に有利・低利融資の優遇措置

「えるぼし」認定を受けると企業イメージの向上や採用活動にプラスに作用するだけでなく、具体的な優遇措置を受けることができます。

法改正により一般事業主行動計画の策定・届出を行う予定がある企業の方はぜひ「えるぼし認定」にもチャレンジしてみませんか？行動計画を策定し、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、申請を行うことにより、厚生労働大臣（労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、認定マーク（愛称「えるぼし」）を商品や広告、求人票などに使用することができ、女性の活躍を推進している事業主であることをアピールすることができます。



こちらのURLもしくはQRコードからアクセスし、お申込みください。

お申込URL: <https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/svhjIMrn>

申込締切 令和2年9月18日(金)

※会場参加のみ定員になり次第、締め切らせて頂きます。

※Zoom参加の方はメールにて参加URLをお送りさせていただきます。

研修会開催場所

ニューウェルシティ宮崎 2F雲海 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地8



「みやざき女性の活躍推進会議」は、

女性はもちろん、男性もいきいきと働き、誰もが活躍できる活力ある宮崎の実現を目指して、2015年10月に設立されました。現在の会員企業は約340社で、年に3回程度の研修会等を開催しています。研修会では、講演会のほか、会員企業相互で課題をシェアするための意見交換なども行い、課題解決に向けて、みんなで取り組んでいます。